

高知広域都市計画道路の変更（高知市決定）

都市計画道路中 3・5・67号曙町西横町線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	車線の数	幅 員		
幹線街路	3・4・67	曙町西横町線	高知市 朝倉丙 字古川	高知市 朝倉南町	高知市 朝倉横町	約 1,350m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差 5ヶ所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画道路中 3・5・67号曙町西横町線を 3・4・67号曙町西横町線に名称を改め、次のように変更する。

本路線周辺は、各種学校が存在する住宅地であり通勤通学路としての利用者が多いことから、歩道幅員を 1.5m から 3.5m に変更し、道路幅員を 12m から 16m に変更するとともに、本路線と交差する県道梅ノ辻朝倉線及び都市計画道路 5 路線との交差点部に右折車線を設置する。

起点部においては、本路線と都市計画道路 3・3・36号曙町波川線及び 3・3・2号下知伊野線との交差点が近接しているため、交差点処理を一箇所で行い交通処理を円滑にするため、起点を変更する。

県道梅ノ辻朝倉線との交差点部は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年 12 月施行）の制定に伴い、電停の設置及び右折車線の設置を行うため、県道を拡幅する。

また、前田川付近においては、現状の自然空間の保全や動植物の生育環境の維持のため、ルートの見直しを行い、道路法線を変更する。

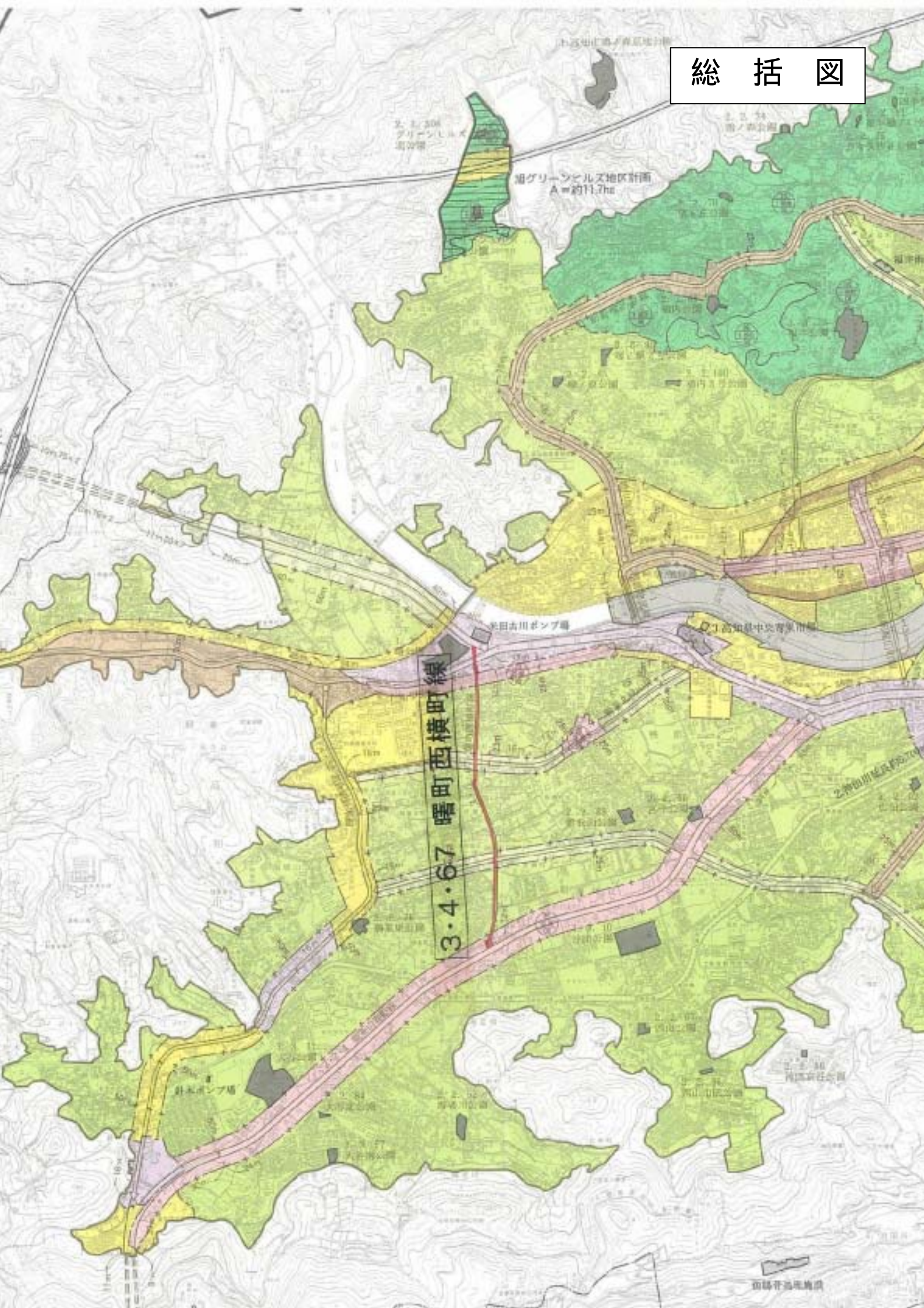
上記理由により、都市計画変更を行うものである。

高知広域都市計画道路の変更・新旧対照表 (高知市決定)

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	車線の数	幅 員		
幹線街路	(3・5・67)	(")	(高知市 朝倉 字古川)	(高知市 朝倉 字正吉)	(高知市 朝倉 字長道)	(約1,290m)	(")	(")	(12m)	(")	
	3・4・67	曙町西横町線	高知市 朝倉丙 字古川	高知市 朝倉南町	高知市 朝倉横町	約1,350m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差5ヶ所	

()内は元計画

総括図



3・4・67号曙町西横町線

3・3・36号曙町波川線

3・3・2号下知伊野線

3・5・68号鴨部北城山線

3・5・66号上町2丁目南城山線

3・2・4号能茶山春野線

